標註職原抄校本

下之末

東京帝國大學

守　加美とよむハ上の義也靈異記ニ國上とある正守也但これハ國守ニかぎるとまもあ〜ぶ卿頭正督等を加美と訓むもこれと同〜

權守ハ多くハ遥任也遥任とハ國ニ下りて受領ぶ京ニ居て守介を稱るを又但ふるく權守受領のともなるとハあ〜ぶその時ハ正守遥任也

明云後世武家ニ國司の名を稱るとハ權官ゟ〜武家の守介といへども勅許ニ依るとハ勿論ニていひもてゆけハまろく遥任の類ふかゝ判問答ニ權守事於武家之所望者不可有勅許之由有其沙汰云〜是又至勝定院殿御代有其例爲其以後被停止哉とあるを見れハ足利家ゟりの例也

又云孝德の御代ニ國造の國を治ること停ゟて國守出来られともいまゝ守介掾目四等の名ハなゝりさ文武制令の時ニ至て始てこれを置れゝり但このゝハまき

守

相當從五位上

權守

介

相當正六位下

權介

大掾

相當正七位下

權大掾

少掾

相當從七位上

權少掾

大目

相當從八位上

古曜文庫

權官とは其のかはりにかうそ四等の差別ハ守政事を掌る介これに次て守を助く故に須介ハ助に同し掾目共に公文を掌るその内掾を志奥守と訓むハ承也守介の裁許を承て事を行ふかう目を佐官と訓むハもの義詳なりといへとも其の職ハ今いまゆゑ筆者也この下に史生あれとも此抄に載さる

少目　相當從八位下

上國

守　相當從五位下

權守

介　相當從六位上

權介

掾　相當從七位上

權掾

目　相當從八位下

雖六位と六位にていまと五位に叙しハをれとも大上國の守にはなりつれハ執筆大臣押て大間に從五位下と書て位記ハ授に給ふ也

介を中國に置れ事三代實録貞觀七年五月の件に見也

大上國守相當五位也依之其身雖六位除目之時執筆之人押以書從五位下不待勅處分者也

中國

守　相當正六位下

介　官位令中國無介

掾　相當正八位上

目　相當大初位下

據之下國之置行事三代實録貞觀七年五月の件之見也

古來板本古今之作れり今諸本之依て改む

歴七箇國受領云々北山抄之國司加階事一箇國從上三箇國正下四箇國四位五箇國從上七箇國可任三木是常例也とあり かく一箇國二箇國と受領を歴て昇進ぶるなる合格之あるべかるべかるべかること勿論也然ともその合格も今制の如く給否を考校し喜慶の等差をこりくきつさスあ仕故之今例の合格之ハ上文之普時の字を用られずりてハ延喜天暦の比ろも中、後の事なる由を合格とある怪迂説なり

下國

守　相當從六位下

據　相當從八位下

目　相當少初位下

凡國司者相當五位以下也然而雖四位已上或隨其望或應其撰古來之例也或説歴七箇國受領合格之吏勘公文畢拜參議云々白河院仰

白河院仰云々問書之見えるる来考

太守とハ親王任國ようの名なり今國主を太守とゆひとも也但ふるくも文雄の上まて八守を太守ともいふるとあり江吏部集之備州花太守なとある類なりこハなとハ源氏物語之介を守といふる如し彼を以て此を証へしと

親王任時不知吏務云々遥任なれハなり通典云大唐之極初以拜益荊揚為哭都督府開元十七年加幽州為五為其餘都督定為上中下等凡大都督府置大都督一人親王為之多遥領其任亦多為贈官長史為府以總其事云々本朝の太守もまたくこの唐の大都督之倣て建られるなり二代格天長二年九月六日太政官府之上總常陸上野右云々親王任八省卿此人地望素高不得就職仍政遥日莫非是庸愚之所致地勢使然也望請點定數國為親王國迄任彼國身留京師意欲居京官者一所人將聽若有守闕者

但可依其才云々又大守者為親王置之親王任時不知吏務仍件國以介為守乃令知吏務也權守者近代多是遥授之官也參議二三位中將少納言等必兼之又殿上六位藏人叙位之時預爵者即任權守又例也納言以上貶謫之時任諸國權守也仍常儀參議兼國任納言之日即止

不補他人其料物者納置別倉支充
品親王西伏聽天皇者正三位行中
納言兼右近衛大將春宮大夫良峯
朝臣安世宣奉勅依奏但件等國守
官位尊下宜改定正四位下官以為勅
件号稱中太守限以一代不可永例云云
この官府の文意は上総常陸上野の數
國を親王の任國と點定し　これを任して
その身は京師に留めおくことなり
以介為守は親王遥任の太守なれども下向な
し　故にその國に於て介をして守と政
事を行ひ　ひるゐ也弁疑の說非也まさに上
文引ところの拾芥抄に中太守の闕ありとても
親王なるべき他人を補されぬなきの時は
闕のまま守に任ずにその料物を別倉に
納置し吏務は介にゆるすなり以介為
守の義のれいより明らかなるべし為字本擬
之作如字とかいと穩當也
權守者云者諸國の權守也近代二字顯
統本連水本等无　然共古本有之猥

之介權介者辨官近衛中少將等兼
之

畿内

山城上　大和大　河内大　和泉下　攝津
上

東海道

伊賀下　伊勢大　志摩下高橋氏為内膳正者任之仍
他人不任之　尾張上　參河上　遠江上　駿河
上　伊豆下　甲斐上　相模上　武藏大　安
房中上　総大有太守下　総大　常陸大有太守

東山道

近江大　美濃上　飛騨下　信濃上　上野
大有太守下　野上　陸奥大　出羽上

陸奥出羽按察使府

按察使相當從四位下唐名都護

近代納言以上兼之

上除ここ上古正守受領なれ權遥授
若權守受領なれ正守遥授也てハ近
代權守又受領ハなき事なるなれ近代の
字あるもよし
納言以上とハ中納言より大納言まてなり貶
謫の貶ハ官位を減もうなり謫ハ有罪を罰
する也大中納言の貶謫ハ諸國の權守の例也
故に權守を兼任の事ハ禁忌とハ仍て參
議より納言に任ずる日これまて兼ると國
守を止て離さ也
畿内とハ詩經に邦畿千里惟民所止とあるこの
義也細註に五箇國
山城うし大和の下にあり平安城建て後天子
所居の國なるゆゑに第一となる續後紀承和
三年十月承前之例畿内國次以大和國處
之第一重擬新式改之以山城國處之第二
東海道云々の諸道共に大和の都より四方に
開き達らしめんとのなり故に東方の海
に傍る國々を經て住し道を東海道と以
即大和のちかに隣て伊賀あり　新式に

依て此城の郡より分ちなるこゝに伊賀・大和を隔たる由なきまつ東山道を挙てその次に東海道に載られ合ハ理なれと兼和の制々帝居の國なるゆゑ改てまつこゝハ始ハられさるこゝ
これ諸道ゝなる大和より發路の順次なりと思ハ〻細註云十五箇國
志摩ハ供御の魚貝を漁る國なるゆゑ内膳に属する者兼任也
東山道ハ大和の都より東方の山に属する國々を經て往ゝ道なり細註云八箇國
按察使府の府字職官志に衍とそれ云て使を称する職にハさこまれる治所なしなと
（ハ檢非違使の如き彼章の細註に本所乃數員廳也とハ）勅員とう非違の事を兼て糺察の為に内外を巡檢も司廳に留り居て事を行ふ官にあ（る故に使とふ使と四方に行役する称なりされハ尋常ハ四府の官人にて勅員廳に居れと非違を檢る為に巡行ときハ換非違使也按察使も此例の如く國守も

記事
鎮守府
將軍
副將軍
軍監
軍曹
陸奥者上古以来為邊要為其國境
廣元明天皇和銅五年九月分置出

なハち按察使なるハ守のごとつきてハ府に居し使のごとつきてハ所管の國々を巡行ふる任なる故に府の字ある（き理なり）なる不此使の事別記に又（し此使諸國に置れくる始ハ養老三年なり然共陸奥出羽按察使の所見ハ續紀養老五年八月件に出羽隷陸奥按察使とあるる始なり
近代納言以上兼之後紀大同四年三月戊辰東山道觀察使正四位下藤行右衛士督陸奥出羽按察使藤原朝臣緒綱為入邊任辭見内裏召昇殿上令典侍従五位上小原朝臣子伊太比賜故一襲被等こありていと重き任也きと大中納言の兼帯ゆくゆくりいと多し
近代二字りゝハ衍なるん歟
記事諸本載之既續紀養老三年七月庚子始置按察使丙午置按察使典四年三月己巳改典号記事これなり脊宣抄に按察使記事亦之
佐官亦称記事云々
鎮守府のことゝ件にハ（り伊澤郡にあり
邊要とハ海邊要害の義也民部式云陸奥國出羽國佐渡國隱岐國壹岐島對馬島右四國二島為邊要
（靖出羽國續紀和銅五年九月己巳始置出羽國
養老三年四月按察使の三を按本に誤れり續紀養老三年七月庚子始置按察使とあるに依て改む但續紀の此件に諸國の按察使を載されと陸奥出羽なハ見えず同五年八月癸巳の件に至て出羽隷陸奥按察使とあり因て按に養老三年より四五年の間に陸

羽國元正天皇養老三年置按察使
令監察兩國事聖武天皇元年陸奥
國内又置鎮守府々國相並行國事
云々

奥按察使ハ補されさうなれども出羽をのぞくなり」を五年ニ陸奥ニ隷さ〳〵れ「あれハ陸奥出羽按察使」ハ号ハ養老五年ニ始まれりと又「〜されハ養老三年置按察使」と書あるハ續紀ニよりて當時のさまを委〳〵も推量ニ入りしなり〳〵故ニ置按察使の文ニて句を斷て今監察兩國事の今字の上ニ五年ニ出羽を陸奥按察使ニ隷さるを加て見るべし

聖武天皇元年云々の元字板本ニニ作る今古本類本ニ依て改む又置鎮守府と八續紀神亀元年二月壬子従七位下大伴直南淵麻呂等獻私穀於陸奥國鎮所」授従五位下まことに卯陸奥國鎮守軍卒等願除已本籍便貫此部率父母妻子共同生業許之これ陸奥八遠要の地なるを以て大野朝臣東人宮城郡ニ多賀城をはじめ鎮所と定むるニ依て或八兵粮の為ニ私穀を獻る者もあり或八此城の部内ニ附貫ゆる卒もありて神亀元年ニ漸く開府のはじめなる故さるハ坪碑の文ニ多賀城此城神亀元年歲次甲子按察使兼鎮守將軍従四位上勲四等大野朝臣東人之所置也とあるハ城郭の營構成就ニよりて建るゆゑなるべしされ續紀の神亀元年の前後ニ正しく鎮守府とかゝる号ハなれども多賀城即鎮守府の始なること嘉慶二年の陸奥風土記ニ宮城郡坪浦在松山之右出温湯坪碑有鴻池為故鎮守府門碑とあるニて知べし屬庵漫筆ニ多賀城碑ハ伊達吉村朝臣大ニ巨萬の財を費し宮城郡二里四方を地下五尺ニて掘きれてその塊出きる所ニ於る今宮城郡市川ニありしかり然るニ和名抄ニ國府在宮城郡鎮守府在伊沢郡とあるハ日本紀略ニ延暦二十一年正月丙寅遣従三位坂上大宿祢田村麻呂造陸奥國胆沢城と見えて今年多賀城を廢し軍府を伊沢ニ移されしなり後鎮守府ハ伊沢郡と定むるニ依てかゝる也なり然るを三代格ニ弘仁三年四月己丑大政官符定鎮守官員事將軍一員軍監一員軍曹二員醫師弩師各一員右被右大臣宣�に奉勅鎮兵之數減定已訖其餘官員悉宜依前件とと已丑減僕使員鎮守將軍三人減一人定二人云とを据として或人の鎮守府とまさしくいひなすハ今の官員を定られし時なるべし故ニこれより後ハ鎮守將軍を鎮守府將軍と稱て國府ニ相並ひ軍政をなせる故とハ云説あり建武年間記ニ載る顯家卿の奏状なるもこの趣なれと府字の有无ニて將軍の号ニはちめあり事実ハ三代格なる官府ニまゝ鎮守府將軍とあるゆゑを鎮守將軍とのこあるを以てこの説のひがことを知べしたとへハ大宰府の帥を大宰帥とゆゑ如く鎮守府の將軍なるゆゑニ鎮守將軍とのみなりこりて府字をそゝるハ俗稱也弘仁三年の應なるハ此官員を定られるのこなれハこの抄ニ聖武天皇元年とある即神亀元年の事ニて鎮守府の始ハ當年なりと定べし

秋田城の下類本在出羽と細注あり此城の所見の始ハ元明紀和銅二年七月ニ令諸國運送兵器於出羽柵為征蝦狄也とあり聖武紀天平五年十二月ニ出羽柵遷置於秋田村高清水岡とこれより秋田城とゆゑ此城延暦廿三年十一月ニ傳なれること日本紀略ニ載りその文ニ秋田城建置以来四十四年土地境埆不宜孤居北隅无鄰相救宜停城為郡とありそこれを依て八延暦廿三年より四十四年以前ニ置れることあるなれハ天平五年ニ秋田ニ遷置のこと聖武紀ニ所見なるハその識の未しなるニ依て舉られるのこととも實ハ廢帝の天平宝字五年ニ城築さるなり當年より延暦廿三年ニ至て四十四年なりその後光仁紀宝亀十一年八月夫秋田城者前代將相僉議所建也禦敵保民久経歲序一旦舉而棄之甚非善計也宜遣多少軍士為之鎮守勿令狄俘服之情仍即差使國司一人以為專當ニ見四まこ要れることかゝのごとくこの國司一

秋田城
介
為出羽介者兼之除目不任之被下宣旨也
北陸道
若狭中　越前大　加賀上　能登中　越中
上　越後上　佐渡中

人とある即出羽介也
北陸道とハ大和より北の方陸地ニ就て行く道也佐渡ハ海路なれとも多くこの名ニ屬するのなり細註云七箇國
山陰道の陰ハ北也大和より發て山の北ニ隨ひ下り行く道也細註云八箇國
山陽道の陽ハ南也大和より發て山の南ニ隨ひ下り行く道也細註云八箇國
南海道ハ大和より發て海路ニ隨ひゆく國々なりこの内紀伊ハ通く大和ニ接て海上の國なれとも多くこの名目ニ屬するの也細註云六箇國

山陰道

丹波上　丹後中　但馬上　因幡上　伯耆上　出雲上　石見中　隱岐下

山陽道

播磨大　美作上　備前上　備中上　備後上　安藝上　周防上　長門中

南海道

紀伊上　淡路下　阿波上　讃岐上　伊豫上　土佐中

西海道

太宰府　帶筑前國當唐大都督府

聖武天皇天平十五年始置筑紫鎮西府先是有太宰府號云々天平寶字二年勅諸國司以四箇年為任限寶龜十一年勅太宰任限為五箇年云々凡當府都管九國二島別帶筑

西海道ハ山陽道を下りて長門ニ至て海邊ニ隨ひゆく道なるゆえにかくいふ細註ニ十一箇國然而云九國二島細註云除壹岐對島二島云六十六箇國
太宰府を置れ〻始詳なれ推古紀十七年夏四月筑紫太宰奏上と見え持統紀ニ三年閏八月以淨廣肆河内王為筑紫太宰帥と見ゆこれなくニ依ていと舊くより太宰府ハあり〻なる職員令ニ太宰府本注ニ帶筑前國とあり令集解大同三年五月十六日奏云省太宰府監典各二員置筑前國司事守介掾大小目各一員右謹案今條太宰府帶筑前國自爾已來或別或隷至延暦十六年又廢國隷府今得府解�臨交替事細加檢校未進調庸并欠失正税器仗戎具等類無物有數此是

摂行之日彼此相讓无心國政之所致也望請分置官人以為別當專一其心令濟國務然則帶國之名不乖令條欠負之煩絶於國内者臣等商量承前府帶之時或下官符而定別當或府司相量分置其人同僚之官兼預國務動責雜怠不同此國省大同元年所增監典便充補國司廢令所守有別各濟繁劇謹奏聞之時与府と國と別つなれりそもそも太宰府八九國二島を管領して三韓諸蕃を朝貢ゑひ鎮守府武を以て蝦狄を鎮むるに對て文を以て遐迩を服ふ故に文德實録に西極之大壤中國之領袖也東以長門為關西以新羅為拒加以九國二島邸縣閑遠自古于今以為重鎮まこと三代實録に鎮西者是朕之外朝也千里合符一方寄重と見えたり

天平十五年云々聖武紀天平十五年十二月始置筑紫鎮西府以從四位下石川朝臣加美為將軍外從五位下大伴宿祢百世為副將軍判官二人主典二人これなりその前年に太宰府を廢きれり太宰府もれハ帥以下官位高きを鎮西府にてハ將軍以下官位卑しきのゆへ權帥奈ゐい(り同紀に天平十四年正月廢太宰府遣右大弁從四位下紀朝臣飯麻呂等四人以廢府官物付筑前國司と見也然あって纔に十四年より三年をへてまこと舊に加へられより同紀天平十七年六月復置太宰府

天平宝字二年云々國司の任限選叙令に依て長上官遷代皆以六考為限とあるを看れハ始ハ六年なりしに續紀慶雲三年二月に減二六年なるを減て四年ときれり然るに此抄に諸國司以四箇年為任限とあるハ誤也まこと宝龜十一年太宰任限為五箇年ハ續紀ゆえなり其後世に依り時に隨ひ年限の舒縮一定なきもの也兼和二年以來國の遠近によりて四年五年の限と定られりと見也といりその說の如し但三代搭兼和二年太政官謹奏中畧伏望國司令歷因循慶雲二用四年但陸奥出羽太宰府等解在千里去來多煩宝龜十一弘仁七兩年搭事近便宜不可改とあり如く今年の搭に諸國八四年九州與羽八五年と定られたるもの文中なる宝龜十八即此抄宝龜十一年大宰任限為五箇年と見えたりて續紀も同し弘仁七八此抄に八載をれば三代搭に据去年七月十七日論奏四年為限唯西海一道五年如常愚臣商量遑要之設東西是同伏望陸奥出羽兩國司等皆准西海道五年相替とあるこれなりその後その四年五年の制変改なりしと見えて菅家文草に一秩四年盡忠節不明文粹に況將四年相隔後拾遺集藤原道信別れての四とせの春のとる衣の花の都を如もひおこせよ清輔集二葉より花さくまでに見ふれ木の四とせの春や霞へとそんなりとハ諸國の國司の任限也後紀大同三年太宰府并管内諸國官人歷以為五年云々集大貳有國卿に とせハるるの杉にうつてきこと一ハ梅の花のこゝろ(後撰に經信卿帥になりて下るに別をひとて津守國基六とせを君八來ぬとそんはとのゝ つゝを身こそいとく老ぬるとそれ〳〵ハ〳〵ゆ大宰の任限也國基の六とせをとよまれり八五年に交代して六年に歸り來るをいふてなるへきゆえ

ら一なるいとはかりとなるひ出るのこゝを記きり

帥に二音あり一ハ所律反にて帥某と申す用語のときの音也二ハ所類反にて將帥元帥なり躰言に用るときの音也この帥ハ長官の名なれハ躰言の例にて所類反のこゝを用ふへきに所律反のこゝを用ひてフツと訓るゆゑあるとゝも未考

以有品親王任之とあれと親王下向一五位にて遥任也故に親王任之者云々いう杜氏通典に凡大都督府大都督一人親王任之多遥領其任とあるに同し大臣より兼こゝ例ハ續紀天平十八年四月以左大臣從一位橘宿祢諸兄為兼大

帥

唐名都督相當從三位

勅任官也多是以有品親王任之親王任之者權帥若大貳知府務而已

權帥

納言以上若前官任之中古以來例

宰帥その後これなし

納言以上ハ中納言以上大納言までなり

大臣の權帥ハ貶謫の外その例を聞ず

中古以來例云々日本紀畧ニ弘仁三年正月式部卿三品菅原親王為兼大宰帥その後まで臣下を任ぜられて一定なり

況兼和嘉祥の比より正帥ハ親王のみの官となれり故ニ權帥下國して府務を掌れり但されどハ人臣を以て正帥ニなして府務を掌らしむる事もなきニあらず或又任正依時宜歟とハこれをいなり

左遷ハ貶降の義也潛確類書ニ漢世尊右車左故号貶秩為左遷而進居高位者為右職漢書註ニ師古曰上古以右為尊故謂降秩為左遷野客叢書ニ魏晉以還右車左尊々れハ貶降を左遷といハ漢世の事ニて後世ニもこれを言ふあらずまた本朝ハ神代ニ左尊右車の制定しー

於正帥者擬親王官承府務人任權也或又任正依時宜歟為大臣之人左遷之時任權帥然而不可知府務也凡於帥者令條所定已為高官仍重其仁雖華族又任之

大貳

無權官相當從四位下唐名都督大卿

近代例多以參議散二三位等任之非參議四位又有其例有權帥者不任大貳任大貳者不任權帥雖無其謂已為流例多是以名家人任之

少貳

相當從五位下唐名都督少卿

權少貳

殊撰其人任之

大監

相當正六位下唐名都督郎中

少監

相當從六位上

六位侍任之

しより以來一定しとかもいハ左遷とハ云ふべき理なれども熟字ニて改めれぬなるべしー大臣ニて權帥ニ左遷の例右大臣豊成菅丞相左大臣高明内大臣伊周松殿關白基房等なり

大貳の相當令ニハ正五位上官なり後紀大同元年二月丁未勅准令大宰大貳是正五位上官宜改為從四位下官散二三位の二字秘抄なり

有權帥者云々江家次第云有權帥時不任大貳秘抄云權帥在任之時不任之權帥大貳間一人為吏務故也西宮記云帥大貳走任事藏人奏聞仰御召御前自青瑣門參入給祿酒給御衣一襲諸卿參上勅盃諸卿坐西面孫庇南三間帥貳坐北面給祿後下絆舞出自仙華門或別召之有勅幸

殊撰其人秘抄云管國受領中選人任之或別任之

監典後紀大同元年六月己丑勅増置大少監大少典各一員

公卿給の事今しく太政官条にいう雖請任之の雖字板本依て作る弁疑云吉本雖のことを下の文にうつりて通ぜざるを今按に公卿給の時任はきの公卿なり其人を申さる事なれども多くは然るもありて府中有縁輩を任ずるも也有縁輩とは典なり監に任じ史生博士等なり典に任ずる類久しく府官なり故にいかなりまた大貳少貳の親屬其外数代筑紫に居る者を云源氏玉つばきなる大夫監の事なりとかうべし

大典　相當正七位上唐名都督録事

少典　相當正八位上

監典者公卿給時間雖請任之多是府中有縁之輩任之稱府官是也此外博士筭師大唐通事等上古任之中古以来斷絶仍畧之

筑前上雖為都督所帯守已下官如例筑後上肥前上肥後大豊前上豊後上日向中大隅中薩摩中謂之九國壹岐下對馬下謂之二嶋邊要

已上諸國司謂之外官然而文官之列也

諸衛

左右近衛府　當唐羽林又云親衛

元者近衛中衛也平城天皇御宇大同二年勅以近衛為左近衛以中衛

此外云々今按に故るの大小判事大少令史大少工博士陰陽師醫師巫師等をあれと通事なり延喜式に載られたるこれ八て上古とあるは延喜以来也

都督とは帥のことなり九州を以て導る也唐書に都督掌督諸州兵馬甲械城隍鎮戍糧禀慈判府事

外官は内官に對する稱也内官とは省寮司の京官をいう外官とは大宰其外の國司をいう

諸衛とは下に載る所の六府の事也今條にては衛門左右衛士左右兵衛の五府也その後聖武紀神亀五年八月置中衛府一人従四位上少將一人正五位上將監四人従六位上將曹四人従七位上府生六人番長六人中衛三百人使部以下亦有數其職掌常在大内以備周衛また廢帝紀天平宝字三年十二月置授刀衛督一人従四位上佐一人正

五位上大尉一人従六位上少尉一人正七位上大志二人従七位下少志二人正八位下これらの以前慶雲四年七月の件に授刀舎人寮和銅元年三月に帯剣寮養老五年に授刀寮とあるなれば司なり然るにこの寮廃れて忘れぬ

但しその舎人を八諸衛に分隷しうんぬんとおもうらく孝謙紀天平勝宝八年五月左衛士督坂上忌寸養のごとき件に其所従授刀舎人とあるを見えたりこれその一証也その後授刀舎人を中衛府に属きめかつ同紀同年七月に授刀舎人考選賜禄名籍者悉属中衛府其人数以四百為限闕即簡補但名授刀舎人勿為中衛舎人其中衛舎人亦以四百為限とあるか中衛府に属きめ召されたまふ名籍のごとく正身八位不諸衛に分隷きり但中衛府の舎人神亀五年に始置れ一時その員三百人なりしを以て限るに四百を以て一授刀舎人に従へて八百人その内中衛舎人四百八中衛府にのみ使ふ授刀舎人四百八諸衛に使ふきて勲位の遂ふ各別なるを然るに上に云へるごとく天平宝字三年に授刀衛の一府を建置あるこれまで中衛府に属きし授刀舎人に於て授刀衛に属きめられり依てその時より中衛府に舎人四百人授刀衛に舎人四百人となれりそ後稱徳紀天平神護元年二月改授刀衛為近衛府其官員大将一人従四位下少将一人正五位下将監四人従六位上将曹四人従七位下なり近衛とふ称きめてに見もまと同件に又定外衛府官員大将一人従四位上中将一人正五位上少将一人従五位上将監四人従六位上将曹四人従七位下とあり令條の五府に中衛近衛外衛の三府をを八て八府となれり然るに光仁紀宝亀三年二月罷外衛府其舎人者分配近衛中衛左右兵衛に於て七府となる紀畧公卿補任等に然るに大同二年四月改近衛中衛為左右近衛きく職員令集解を考るに大同三年七月に衛門府を罷てその職を左右衛士府に属きしむるに於て左右近衛左右衛士左右兵衛の六府となるその左右衛士府を弘仁三年十一月にまた左右衛門府と改む令條にては衛門は一府なりしをそこひ左右二府にをれりこれは大同三年に六府となり弘仁三

為右近衛唐朝殊重此職統領諸宿衛禁軍故也本朝又為重任

年に左右近衛左右衛門左右兵衛の名定りしより今に至てかなる事なり

近衛とは震居に近く侍衛ぼるに依てしかるの左府は湯明門内にあり右府は殿富門内にあり

元者近衛中衛の元字令條の昔に及かりて看るべきに令條には近中の二府なき事上に云るごとくこれは神亀五年に中衛府出来

天平神護元年に近衛府出来より以来を以て保延元年二月七日の長秋記中衛大将是何職乎答云謂右大将近衛大将謂左大将

唐朝殊重此職とは六典を考るに三師三公正一品尚書令正二品左右丞相従二品なり其外は六部の尚書正三品なれども

その侍郎は三品正四品下なり然るに左右衛左右驍騎左右武衛左右金吾左右羽林なるの類ごとき大将軍は正三品将軍は従三品なり諸衛の将軍は六部の侍郎と同じきを彼は正四品下これは従三品なるは殊に此職を重るなりけり

超次第とは假令は摂家の大納言の上臈を超越して任ずるなり

為規模これは大臣にて大将を帯するは文武兼帯なる故なり元永二年正月六日中右記に大臣後任左右大将人々右大臣源光任右大将内大臣藤通隆任左大将内大臣藤師実任左大将内大臣藤信長任右大将左

大将

相当従三位唐名羽林大将軍常云幕府又云幕下又云大樹惣取将軍之稱也

非譜第之華族者更不任之多是大

大臣源俊房任左大將內大臣藤忠
通任左大將此外多大納言被成大
將也
凡人々ハ皆上田村麻呂巨勢野足ニハ
平重盛宗盛の類の清華なる人々
をゝ
師通兼暦元年三月廿七日任參議四月九日
兼左大將然るとも參議の時任之例外
ゝ多〳〵任官勘例ニ參議兼大將例
巨勢野足藤冬嗣文屋綿麻呂藤吉
野橘氏公源常行後二条殿と見也
此抄ニハ其內の一を擧て他を知らを
ゝ
非參議以下二十字古本類本共ニ无一
但頭統本連水本ニハ近代以下の
十字ハあり且弁疑ニハ(る)如く氏宗
ハ中納言の時右大將を兼ネハそ
ゝ合ハ伊本氏宗とある非也氏
公ニ作〳〵公卿補任ニ橘氏公天
長一年四月七日從三位三月廿四日

納言中譜第上臈任之於執柄息者
超次第所任也又多被任左也至大
臣帯之為規模又中納言任之於凡
人者彌為眉目參議時任之例後二
條關白師通公也非參議人任例氏
公公也近代不可有此比量者歟又
任大將人其儀大略同大臣只守位
次着座計也其外內外作法不混餘

右近大將徳帝外舅也とあるこれなり
任官勘例ニ散三位任大將例氏公公
其儀を板本其職掌ニ作るハ非也古本類
本を以て改ル

中將秘抄云舊例一府中將一人少將二人中
古以降中少將各二人而一府八人例始
自承徳二年又久壽三年院宣云自今
以後左中將四人少將四人右中將四人
少將四人并十六人宜為定數近來超過
此員數乎これより後いよ〳〵員數多く
なりて元久元年四月十三日明月記ニ在
朝中少將皆非人每除目剰加五十人
末代中少將不異匹夫とあり
華族四位云〻秘抄云四位少將轉之
一世二世源氏云〻元永二年十一月廿八日中
右記云披見聞書之處三位中將有
仁任權中納言兼源氏中納言中將初
例也中納言中將自昭宣公至當時
內府七人皆藤氏人也

人者也
中將 相當從四位下唐名羽林中郎將 親衛中郎將或云虎賁中郎將
權中將
華族四位任之執柄息若一世二世
源氏中納言時兼之凡人兼之實朝
公是也非常之極歟清華之人參議
時兼之中絶之家兼帯為無念之儀
也二位三位中將非大臣子若孫者

實朝公東鑑承元三年五月廿六日右中
將建保四年六月廿日中納言七月廿日
兼左中將
參議時兼之これ古例也河海云稱德天
皇天平神護二年正月八日石上宅嗣
任參議元中衛中將宰相中將始
也
中絶之家とハ中世沈淪して先祖の如き
高官に進みがたき者時に遇ひ殊
恩を蒙りて兼帶ぶるハ清華
の家といへども无念也となり
五位時任之淺深秘抄云五位中將
與四位少將着笙樣難儀也小野
宮右府記可依位云々公任行成兩
卿說可依官云々先賢意見已區也猶可依官歟非府役時可依位歟是弁官於官中者依官次於如殿上者依
位故也
英雄大臣息の五位中將に任ぶるハ近代の事也となり殊に西園寺家北條に緣あるに依て關東の勢に
依て五位中將多し
隆房ハ諸大夫家にれハ中少將に任じ家に有る後附に諸大夫者六條修理大夫顯季鈴流此号四條隆房大納言
和任近衛將以來昇進多如公達家とあるこれなり隆房の父を權大納言隆季と又小松重盛公の室兄也隆

不任之至二位中將者執柄息外布
例也五位時任之執柄息外不可然
云々英雄大臣子孫任之隆房卿等是也其外
強雖非英雄重代拜任家有之

房ハ皇嘉の妹聲にて平家の權威をかりて驕揚の恩ひとなり終に五位中將ぶるを
非英雄重代とハ英雄にあらぬ重代に非ぬの義也

少將ハ大中少の次を以てハハ中將の次なれと
和名抄に中將少將共に須介と訓ぶ
れハ大將を長官ゐて中將少將の名官
なる事論なし源氏物語螢に中少將
の事をなけ達といひ空物語樓上に
大將の詞につきのおゐハなけ〻〻とあ
るハ中將のことなり建久七年四月廿二日
明月記にひえんのもくまるのつきのこ
んのすなハなけ藤原定家とあるハ少將
のこと也
叙四位時云々少〻ハ直に中將に轉ぜ
四位となれハ他官に遷任ぶるなり
但叙留とハ四位に叙しても なお元のまゝに
少將にてあるハ殊恩也
四位後拜任ハ常事にて規模なる
是古例也とハ天長十年二月に藤良房
藏人頭にて從五位下左少將なりこれ

少將 相當正五位下唐名
羽林次將親衛郎將
權少將
五位殿上人中為譜第公達者任之
叙四位時去其職但叙留者是殊恩
也近代每人叙留又四位後拜任常
事也三位少將者執柄息常被任之
又藏人頭時為少將是古例也又辨

らをいへなり

雑官兼之任官勘例ニ弁官兼任少将例

清時伊周

将監雅兎装束抄ニ老ちと訓り和名抄ニ将監鄙豆利古止比止

叙留の将監を左近大夫右近大夫とゆ大夫六位の通称なり東野州聞書ニ左近大夫ハ五位の通称なり

夫と云ハ左近将監ニハあらなり従五位下ニ叙したるを申侍ふなり

諸大夫ハ昇殿を聴さる（その順路なるゆゑ）ニ叙留を執ふる也

官兼之公達中有才名人事也近代殊執之少納言兼任又希例也

将監 相当従六位上 唐名親衛校尉

六位諸大夫任之五位時叙留隨分執之舞人樂人等任之即又叙留定事也然而諸大夫者執之是各守故實故也六位侍任之或執之或不執之凡者不打任事也於叙留者更無

其例

将曹 相当従七位下 唐名親衛録事

舞人樂人近衛舍人等任之

府生 唐名衛史

同前大将判授之

番長

近衛舍人中撰用之

上皇執政若給兵仗大臣及左右大

将曹和名抄ニ佐官雅兎装束抄ニ老ちと訓り

府生職官志云按職員令衛門兵衛等並不載府生然凡府生者往々経見於史中久矣但未詳其置何世

番長ハ近衛舍人の中ニて上首八人を補ふ大将前駆の者なり新勅撰ニ

はるのゆき番ひのをさをさそゝりてこゝ

ーニ白ふちち花

近衛舍人職官志云即近衛舎是中衛之類故称舎人因知其人所出亦内舎人大舎人及兵衛之色續古事談ニ近衛

舍人八弓矢を具せるといへども武勇ヌハ
むよハぬものなり宇治殿の御随身ヌ
四郎先生行武とゝふ者ありけり盗人を
捕て殺ヌ事て奈なりれハ御随身ハ近
習の者也かゝの事けちゑうしのまひて
もろくしくさなりけ共ハつと奇かゝ
おさてゆとヌけり

上皇執政云〻官職難義ヌ兵仗とハ随身を
召具ゆる事也弘安礼節曰随身大上天
皇十四人将曹二人府生二人番長二人
以上騎馬近衛八人歩摂政関白十人
府生二人番長二人以上騎馬近衛六人
大将大臣八人納言参議六人中将四人
少将二人

左右衛門府の上ヌ板本外衛の二字あり
弁疑云印本外衛の二字を以て四衛府
の標目とゆゝハ非也既ヌ近衛府の上
ヌ諸衛とあれハてヌ外衛とヌヌ及
ハ注諸本死〻従ふ——

左右衛門府職員令ヌ衛門府掌諸門

将必召仕之大納言大将不召仕府生大臣大将以上召加府生也

左右衛門府 唐名金吾 又云監門

元者云衛士府嵯峨天皇御宇弘仁二年十一月改云衛門府

督一人 相當従四位下 唐名金吾将軍

左衛門督者為中納言参議之人兼任之近代無非参議任之例但源頼

禁衛出入礼儀以時巡検とあり大同
三年七月ヌ廃して左右衛士府ヌ併せ
らるゝ然ヌ弘仁二年十一月ヌ又左右衛
士府を改て左右衛門府とゝるゝ今
ヌてハ一府なるを此度ハ衛士府をもの
衛門府とせるゝ故ヌ左右とゝるゝ

督一人後紀延暦十八年四月辛丑勅衛門督元
正五位上宮今為従四位下官
源頼家東鑑ヌ正治二年十月廿六日従左
近衛中将任左衛門督

家朝臣任左衛門督別義歟四府之中殊執之右衛門者雖非参議任之但近代無非参議四位任之例

佐一人 相當従五位上 唐名金吾次将

五位殿上人中任之

權佐一人

名家譜第擇其人任之必蒙使宣旨又必可補藏人故也

使宣旨とハ撿非違使佐ヌ〻ヌ宣旨を蒙
て府権佐ヌり使をも兼ることなり
可補藏人とハ五位藏人ヌ補ゆるを云藏人の
倫ヌ〻——

大尉少尉并疑云此府令條ニ在て左右な
―其大尉相當従六位下也延暦十八
年四月廿二日格ニ督佐及左右兵衛府の
相當を改ふとき衛門大尉以下猶舊
の如―弘仁二年十月廿八日ニ左右出来
―時相當延暦格の制ニ准きて拾芥抄
も亦同―然るに此抄大尉の相當従六位
上ニ當て頗疑あり蓋三代實録貞観四
年三月四日の件ニ従六位下守右衛門
大尉藤原好行と位車官尊の位著ニ
記きを以て小ニ弘仁貞観の間ニ大尉の
相當を改ふ歟然るに三代格ニも其制
を載さ疑ハしき事也また秘抄云大
尉今二人然而帳不任之為五位尉之
中殊撰人少尉二人或及六七人中古
以降始過十人而久安被宣旨以左
右各廿人為員數近代三倍歟また百
練抄久安四年正月廿八日左右衛門
左右兵衛尉各廿人左右馬允廿五人内
舎人六十人永可為員數之由被仰

大尉

相當従六位上　唐名金吾校尉

少尉

相當正七位上

顯官也仍六位諸大夫并侍尤可擇其仁也近代不及是非沙汰可謂無念其中蒙使宣旨者至于今為異他之儀又五位後叙留撿非違使之外未聞其例

大志

唐名金吾錄事

少志

見撿非違使篇

府生

唐名金吾衛史

左右兵衛府

唐名武衛

督

一人　相當従四位下　唐名武衛大將軍

中納言參議散二三位非參議四位等皆任之

佐

一人　相當従五位上　唐名武衛次將

外記ニ准ずを以て考るニ員數の多ニハ
別の事なる―
五位後叙留とハ尉より撿非違使をつけ
者のことなり

左右兵衛府ハ職員令ニ掌撿校兵衛分二配
閤門以時巡撿車駕出入分衛前後上

従五位上今ニてハ従五位下也

英雄八者花の事也この權佐を望ざるハ少將
ニ直任のゆゑなり

大尉少尉秘抄云各一人其後仕人多加而久
安被下宣旨以左右各二十人為員數近
代及三四倍

權佐 一人

五位殿上人中可然之輩任之但英
雄強不望之即任少將故歟

大尉 相當從六位下 唐名武備校尉

少尉 相當正七位上

六位諸大夫并侍任之侍者自當府
尉多轉衛門也諸大夫不必然

大志 唐名武衛録事

少志

非要官仍府官之外強不任之

府生 唐名武衛史

同前

左右馬寮 唐名典厩

頭 一人 相當從五位上 唐名典厩令

四位五位中可然之輩任之知寮務
時尤為重職

非要官ハ使宣旨を蒙らぬゆゑなり
府官とハ左右ハ府生の事也

左右馬寮ニ寮訓要云諸國の牧の馬
を立はる延喜式ニ載る所毎年の
御馬數百匹ニ校ゑり諸國の牧まと
其數を知て駒牽とい少事ハ八月
なかりて當時ハ侍ニも月々の駒牽
その數あり委細ハ延喜左馬寮式ニ
見えさう職員令ニ掌閑馬調習養
飼供御乘具配給穀草及飼部戸
口云々
上

助　秘抄云往代英華貴種人多仕之近代
　　経藏人之輩并公達任之

允　秘抄大少各一人其後仕人多加而久安
　　被下宣旨以左右允各二十人為員數
　　近代及四五倍

權頭　一人

五位殿上人諸大夫共任之於諸大夫者充為清撰之職

助　一人　相當正六位下　唐名典厩少令

權助　一人

五位諸大夫任之其撰超于他諸司助也五位侍任之太備眉目者也

大允　唐名名典厩丞

近代の上諸本七位相當官也の六字あり
官位令ニてハ大正七位下少従七位上也

兵庫寮令ニてハ左右ゟ職員令ニ
掌儀仗兵器安置得所出納曝
涼云々

少允

七位相當官也近代六位侍任之瀧口給官時任允是例也

大屬　唐名典厩主事

少屬

兵庫寮　唐名武庫署

頭　一人　無權頭相當従五位上唐名武庫令

五位諸大夫任之

助 相當正六位下 唐名武庫少令

權助

六位諸大夫任之

大允 唐名武庫丞

少允

六位侍任之

大屬 唐名武庫主事

少屬

外武官と六衛府とは内武官なり之を對ていふ

將帥の帥字此の所類反なて又井の音也これ副將軍以上を指し

閫外とは門外なり和名抄閫門限也一名閫苦本反和名之岐美とあり

漢書云漢書馮唐列傳に唐對曰臣聞上古王者遣將也跪而推轂曰閫以内寡人制之閫以外將軍制之と見えて閫字閫に作れり註に門中橛為閫とありて門の内外の限の所に小木を建てるをいふ

出左傳の三字旁註の攙入也左傳は僖公廿七年條に見也漢書註三字又旁註の攙入也この李廣傳なり晉灼の注也板本細書とし今并疑に依て大字に改む晉灼曰莫大也或曰衛青征匈奴絶大莫大克獲帝號封大將軍於莫中府故曰莫府莫府之名始於此云々

外武官

將帥之職古今重之所以分閫外之權也漢書云馮唐曰王者遣將跪而推轂曰閫以内寡人制之閫以外將軍制之軍功爵賞皆決於外云々大將謂之元帥出左傳其居處謂之幕府漢書註將軍職在征行無常處所在為治故言幕府云々又稱將帥云麾下

之師古曰莫府者以軍幕為義軍旅无常居止以帳幕言之

戲諸軍之旌麾也と板本戲下漢書師古曰戲諸軍之旌麾也と作れり類本を以て改む漢書高帝紀曰諸侯罷戲下各就國註師古曰戲謂軍旌麾也これを依て戲諸の諸、謂の誤なるべしとも好るべし諸本こゝを諸と作れハ改めべし

有賜節鉞之制これ節度と斧鉞との二物也下文にて知べし明なり書經牧誓に王朝至于商郊牧野乃誓王左杖黃鉞右秉白旄以麾とあり孔安國曰鉞以黃金飾斧左手杖鉞示死事誅右手把旄示有事於教令のれと本朝にハ節と鉞と二物を賜る例なしこれ漢土の證を引るのみなり景行紀に四十年夏六月東夷多叛秋七月天皇持斧鉞以授日本武尊云々と見

又云戲諸軍之旌麾也云々又將帥有賜節鉞之制節度者所以示其信也斧鉞者所以專刑戮也本朝將帥之任起於神代也其初天照大神欲降天孫於豐葦原中國之時遣經津主神健雷神令平諸不順者大伴連遠祖天忍日命帥來目部遠祖天槌津大來目背負天磐靫臂着稜威高

えてとりハ斧鉞の二物を玉へるなやと却もふるこハ却て文飾にてまこと神代より武器に斧鉞とふりのあることとなるれハ古事記に給比之羅木之八尋矛とあるに從て保古と訓へしその後矛を劍にかへられるなり今以下の書どもにハ節刀と載り軍防令標註にくハしくのせり

經津主神云々神代紀曰是後高皇產靈尊更會諸神選當遣於葦原中國者僉曰經津主神是將佳也時武甕槌命進曰豈唯經津主神獨為丈夫而吾非丈夫者哉其辭氣慷慨故以即配經津主神令平葦原中國云々

大伴連云々以下六十九字神代紀の文也天穗津大來目ハ天津久米命の事なるべし欽明天皇ハ古事記に故爾天忍日命天津久米命二人取負天之石靫取佩頭椎之太刀取持天之波士弓手挾天之眞鹿兒矢立御前而仕奉とあり如く同等の神なり然るにかく天忍日命帥來目部遠祖天穗津大來目と帥字を用て徒卒の如く神代紀に記されるハ古事記傳云こハ其子孫の衰へる時の趣を以て記されるりと見えたり磐靫の磐ハ堅きの由の稱辭也靫ハ矢を盛る器也後世の箙の如きりのなり靫ハ左臂に着け弓弦の音を助るりのなり故に高靫と云稜威ハ字の如し天梔弓の梔ハ木名羽々矢の羽々ハ羽の狀也八目鳴鏑ハ上矢也頭槌劍ハ柄頭を太くして劍なり

靫手提天梔弓天羽羽矢乃副持八目鳴鏑又帶頭槌劍而立天孫之前云々神代之制粗可見矣

物部は古事記傳に物部は母能々布部
と訓たりて布部を約ていふ也とて
モノノフ
母能々布とは總て武勇職を以て仕る
建士の称にて萬葉に是を宇治の枕詞
に云るもいちこ事と云意也されば巻三に
武士ともかけりかくて朝廷に仕る人等を
モノノフ
凡て母能々布と云て母能々布之八十
伴緒なりとあるも萬葉に多く上代に武
勇の士ときこえ一世の古言の遺れり
なりて物部と云者は一部の武士にて
其は上代に殊に重て武事の勝れる輩か
り故に其部を殊に武士部と名つけ
られ一なり云々物部の名義の説の如
此抄道臣命を以て物部氏の祖とせは
誤也道臣命は大伴氏の祖也神武紀に
大伴氏之遠祖日臣命帥大来目督將
元戎于時勅饗日臣命曰汝忠而且
勇加能有導之功是以改汝名為
道臣とあり物部氏の祖は饒速日命
なり同紀に饒速日命見夫長髓彦

至于人代神武天皇東征之日物部
氏祖道臣命為軍帥古稱武士云物部起於此云々
崇神天皇十年命四道將軍遣四方
云々將軍之号正起於此歟其後景
行天皇四十年以皇子日本武尊為
大將軍以武日命武彦命為左右將
軍東征蝦夷云々爾来征行之日命
將軍不可勝計我國平定新羅高麗

凶性復狠不可教以天人之際乃
叛之帥其衆而帰順焉天皇素聞
饒速日命是自天降者而今果立忠
効則褒而寵之此物部氏之遠祖
也とあり今按に上文よりつゞく
依其は道臣命を載るなりまた
物部氏祖の四字を大伴氏祖の四字に改む一云武士の起原を舉んとなれは氏はあまねく置て道臣命の三字を饒速日命
の四字に改へられと此條は將軍を任られる事を主意にて武士の名目は旁義なれは大伴氏祖道臣命とは云へなり
四道將軍崇神紀十年九月甲午以大彦命遣北陸武渟川別遣東海吉備津彦遣西道丹波道主命遣丹波因以詔之曰若有不
受教者乃舉兵伐之既而共授印綬為將軍
皇子日本武尊云景行紀四十年夏六月東夷多叛中畧天皇持斧鉞以授日本武尊云と即舉兵擊之則命吉備武彦
與大伴武日連令從之の文に大將軍左右將軍の号は所見なれとも武彦武日の両人征行に徒へるを以て是を推と
日本武は大將軍兩人は左右將軍なること論なし
彼國置日本府とあるは此抄にては百濟の事也けに怨敵を納て仕奉りは百濟の景なり但日本府を置れるは彼國のこ
なりに三韓其外いつれも置れるなりしかるに證は欽明紀二年に任那日本府と見えまた安羅日本府とも見えたり
殊に百濟は皇國の内官家なりしこと仁德紀四十一年春三月遣紀角宿禰於百濟始分國郡疆埸具錄鄕土
所出とある府を置れは國郡の境を分ち鄕土の産物を錄収なりの事なりしかるに雄略紀二十年冬云々
百濟國者為日本國之官家所由來遠久矣とある官家は即府のことなり是は此抄に百濟は日本府を置るこ
とを云へる理を推て考るに最然るへきことなり

百濟之後百濟最納怨敵依之彼國
置日本府遣鎮守將軍治之云々然

鎮守將軍治之とある日本府に將軍を遣はされ一證なり見えたり明紀二十三年七月遣大將軍紀男麻呂宿禰等八月遣大將軍大伴連狹手彦領兵數萬伐高麗云々なる故此抄の意は本府を以て將軍府の始とし彼に遣はしたる韓國を治めしめらるる人を鎮守將軍なりとなり然るに書紀に正しく其名目を載せられざれば元本の脫漏なり

聖武天皇御宇云々この事上陸奥國の條に入り

征夷征東等には征夷將軍征東將軍等の號ある時征伐の為に命ぜらるる故に臨時の事也鎮守將軍より數る例もあり類史に延曆十九年十一月の件に征夷大將軍近衛權中將陸奥出羽按察使從四位上藤原朝臣内麻呂と見えたり

鎮守府は東奥に置れて鎮西の太宰府に相對に中華東西の要鎮也太宰は文を主として唐韓を掌り鎮守は武を宗として北狄を禦くなり

乃建將軍府之初在此乎聖武天皇御宇陸奥國置鎮守府初任將軍遣之若是本朝置軍府之初歟征夷征東等臨時置之不聞有其府也

鎮守府將軍一人　相當從五位上唐名鎮東將軍

りの也その西府のことは下に入上に載べし

其任の任字板本仁に作る今古本に從ふ

鎮府將也の鎮下板本守字あり古本類本によりて削る

中古以來云々坂上田村麻呂の陸奥守にて鎮守將軍を兼ねる國史の文を舉て上件に入れりこれ中古以來との由なり

並置府國を鎮府と國司とをいふ

以信夫郡以南組統云々類史大同五年五月壬子言陸奥國元來國司鎮官等各以公廨作差令春米四千餘斛雇人運送以充年粮雖因循年久於法无據但邊要之事頗異中國柯者苟田以北近郡稻支軍粮信夫以南遠郡稻給公廨其去國府二三百里於城柵七八百里事力之力不可春運若勘當停止必致飢饑請給春運功為例云云公廨と兵粮

古來尤為重寄非武畧之器者不當其任仍代々稱將軍者鎮府將也中古以來為陸奥守者多兼鎮府不可必然事歟守者宜擇吏幹之才將者須用藩鎮之器故也又昔並置府國依恐于地廣而在邊要也以信夫郡以南租稅充國府之公廨以苅田以北稻穀充鎮府之兵粮云々又邊要

と別なることを知へし　主統式に陸
奥國公廨八十萬三千十九束國司
料六十四萬一千二百束鎮守料十六萬
二千五百十五束とあり凡陸奥國兵士
間食料米二千八百八十斛割年中所
輸租穀内毎年充之とあるて公廨
兵粮の負數をもまと知へし　公廨ハ國
廳年中の費用なり
置五千人兵此事忙しなる證文ナリ
建武三年云々ハ建武年間記に載る
北畠顯家卿の奏状に弘仁三年殊
下勅符建立鎮守府擇守帥之器
授將軍之号自置官職以降以從五
位上階為彼相當而多為當國刺史
兼之或為隣州收宰任之爰顯家
官昇八座位至二品依別勅任當州
刺以勲功賞與鎮守府位高而官卑
頗可謂選先格所請者自今以後
三位以上任此職日加大字以為永
格と見えり依國司請奏とハ之顯

之中以陸奥為最仍此國昔置五千
人兵也是皆可屬鎮府乎建武三年
勅三位已上為當府將軍者可加大
字者云々是依國司請奏被下宣旨
也將軍相當五位也三位已上位高
職下依之申加大字而已
副將軍二人
中古以来不任之

家卿の請奏也
副將軍二人續紀宝亀四年七月庚午
以正四位下大伴宿祢駿河麻呂
為陸奥國鎮守將軍とあり て
五年七月庚申以河内守從五位
下紀朝臣廣純為兼鎮守副將軍
これ副將軍の始えてこの時ハいま
と一人也その後に同紀宝亀十一
年三月甲午以從五位下大伴宿
祢真綱為陸奥鎮守副將軍
また同年六月辛丑從五位上百
濟王俊哲為陸奥鎮守副將軍
この拙二人と書たる猛觸ハこの真
綱俊哲也職官志に延暦八年
池田真枝猿島墨縄並為副將
軍所謂二人者蓋指此也とい
ふハりろ
中古以来不任之職官志云延暦十
年陸奥介文室大原兼副將軍
爾後復不任之故弘仁三年格乃

軍監　相當正七位下唐名兵曹參軍事
軍曹　相當從八位上唐名上鎮録事
堪武勇之士可任此職歟近代於軍
曹者公卿給之時間申之無其謂事
也
傍仗二人
擇重代武士補之將軍判授之官也
凡傍仗者陸奥守同給二人按察使

省之この説の如一

軍監八弘仁三年の拾一人也軍曹八弘仁三年の拾二人也その事八上件之ひる三代格之見えたり

可任の任守板本補之作る今古本之従ふ

公卿給之時云ふ除目の時公卿の年給之問られを申はれ遠鎮の部将を在京の文官の倍従之充んとて也甚そのいとれなき事也

徳仗とハ帯剣一て陪従ふる者のことなり類聚三代格之弘仁三年夏四月甲午大政官符加減徳仗負事鎮守将軍三人減一人定二人とあるこれなり陸奥守之も同く二人をて例八拾之見えた中古以来守より鎮府を兼れ別之至八ふる故按察使之四人を上例八三代拾弘仁三年四月甲午の件之陸奥出羽按察使四人元三人今加一人と見えたり

給四人云々

征夷使とハ東夷を征伐ふる使也東夷西戎南蠻北狄いれも夷化外之居る者なれハこれを征伐ふる使必そあるへ

いたるもその中之東夷殊之ちかく遠境を擾乱ふるようて征夷を以て名目とす西南北をハこれを附属しなるものなり官位令を撿る将軍を置れ法故之官位の相当なし集解云問除将軍意何答将軍撿職員令死有職掌但有所征討者臨時差宛

征夷使

大将軍一人

征夷者始於日本武尊毎有兵事遣将帥也粗見舊記未置鎮府已往東

耳故不載此令也

因云征夷大将軍武官なれ帯剣之ことを切論なるへきこれを就て議あり

ふるハ帯剣なるへきを定れり仍て勅授となれり暦仁元年四月六日

玉藻之頼経将軍の大納言にて勅授宣旨あり一事を載て云已帯

征夷大将軍載勅任除目下兵部省九可帯剣之由大外記師兼申之

而頼尚真人申云将軍者尋常不帯剣如忠文民部卿者為鎮東国

給節刀下向帰洛之時返上陸奥守赴任之時必任鎮守府将軍

在国之間帯剣諸国司之中東国多如此尋常帯剣不可出入宮門

之由見允亮勘文如軍防令者非帯剣之任云し仍被問明法博士

有評議所被下此宣旨也られハ将軍とハ云も禁中にてハ帯剣の職之

あ任故之勘授の宣旨を蒙て帯

征人或為按察使或為鎮守将軍文屋綿丸以来有征夷将軍之号云々

愚案於鎮府者已有鎮将依之重遣将帥之日臨時加征夷号歟坂上田村麻呂者稱征東将軍平将門叛乱時参議右衛門督藤原忠文朝臣任征東大将軍其弟仲舒源経基為副将軍發向其後征夷号久以中絶源

劒を也さゝハ親衛の任なくるを以て也このけちめを能く弁ふ〻

征夷者始日本武尊とハ景行紀四十年六月東夷多叛邊境騷動七月天皇持斧鉞以授日本武尊則命吉備武彦與大伴武日連令從

来置鎮府已往とハ神亀元年より已往の事也按察使ハ養老三年七月之始て置れるより為鎮守將軍の守字もなく東守の誤り来置鎮府已往之鎮守將軍となる所見なし元明紀和銅二年三月壬戌以尤大弁正四位下巨勢朝臣麿為陸奥鎮東將軍とある准后ならるを以て為之為へるなるん歟

文屋綿丸以来云〻日本紀暴之弘仁四年五月辛巳従三位文室朝臣綿麻呂為征夷大將軍とあれハ綿麻呂征夷大將軍なて征夷將軍とハ猶差別あり征夷將軍の始ハ元正紀養老四年九月以播磨按察使正四位下多治比真人縣守為持節征夷將軍軍監三人軍曹二人と見えるなり但その時の征夷ハ東方征伐の事のみなて四方の夷権を掌れるハあれ同時に以従五位下阿倍朝臣駿河為持節鎮狄將軍軍監二人軍曹二人とあるて北狄征伐の事をハ別に命ずれるを以て征夷の專任なるぬを知べし征夷大將軍の始ハ日本紀暴延暦十三年正月乙亥朔賜征夷大將軍大伴弟麻呂節刀とあるこの時より兵權ゝ〻歸して征夷の任重くなれるこれハ將軍も大將軍も綿丸以来こハあて共に をれるを以前なり此抄に綿丸以来とのゝ〻ハ暗記の誤也

坂上田村麻呂称征東將軍云〻公卿補任に延暦十五年十月甲申従四位下坂上大宿祢田村麻呂任鎮守

義仲朝臣京上暫執兵權之日任征夷將軍云々其後又權大納言右近大將源頼朝卿辭兩職歸東國之後有勅被任征夷大將軍爾来連綿頼家朝臣自少將之時兼之實朝公自兵衛佐之時至大臣兼之彼流斷絶之後藤原頼經卿下向元服以後即任之其子頼嗣卿又任之中務卿宗尊親王下向以後四代親王任之元弘一統之初兵部卿護良親王暫任之其後上野大守成良親王令兼之給建武三年二月被止其号畢凡頼朝卿補之後依重征夷之任不並任鎮府元弘以来被並任畢建久以来未任副將軍於軍監軍曹者時時請任云々

将軍日本紀略ニ同十六年十一月丙戌為征夷大将軍と見えたれと征東ニなれ〳〵事ハ所見なし　これまと暗記の誤也
征東将軍ハ續紀ニ延暦三年二月己丑従三位大伴宿祢家持為持節征東将軍これなり　日本紀略ニ延暦十二年二
月丙寅改征東使為征夷使午征夷副使近衛少将坂上田村麻呂錄見と見えて此人の遣将ニなれ　より四五
日以前征東の号ハ止されし
平将門叛亂時ハし諸記ニ依て考ニ将門の叛亂ハ天慶二年の事也同三年正月ニ追討そ〳〵と議定ありて参議修理
太夫藤原忠文を征東大将軍右衛門督として其弟仲舒を副将軍ニ〳〵発向さしめる藤原系図を按ニ校長の
子ニ忠文忠舒忠衡と見えて忠文ハ参議右衛門督正四位下征東大将軍忠舒ハ刑部大輔従四位下征東副将軍と
ありまと扶桑略記ニ忠舒とあれハ仲ハ忠の誤字なる〳〵
源義仲云し百練抄ニ元暦元年正月十日以伊豫守義仲可為征夷大将軍之由被下宣旨とあり此事を東鑑ニ論て朱
雀院天慶三年被補参議右衛門督藤原忠文朝臣以降皇家廿二代歳暦二百四十五年絶不補此職之處云し
可謂希代朝恩歟とい〳〵
辭兩職と八權大納言と右大将とを辭〳〵ハ〳〵也公卿補任の所見元暦二年四月廿七日従二位文治五年正月五日正二位
建久元年十一月九日權大納言同月廿四日兼右大将十二月四日辭兩職かくの〳〵
被任征夷大将軍東鑑建久三年七月廿日の件ニ去十二日任征夷大将軍
頼家朝臣自少将之時云々これ誤也諸書ニ據て考ニ頼家八建久八年十二月十五日ニ従五位上ニ叙　右中将ニ任さり
この時いまと頼朝在世なりそ正治元年正月十三日ニ頼朝薨〳〵ハ〳〵将軍執權次第ニ頼家建久十年正月廿日轉任左中将
同廿六日可令奉行諸國守護事由被宣下と見えて左中将ニ轉ハ父卿の迹を繼て懲追補使の職をうけ
ハ〳〵のこゝていまと将軍とハ拜されハ同書ニ正治二年十月廿六日従三位同日任左衛門督建仁元年七月廿三日
従二位征夷大将軍とあ也ハ左衛門督ニなりて征夷大将軍を兼ハ〳〵る也
實朝公自兵衛佐之時云し實朝八頼家の弟ニて頼朝の二男也建仁三年九月七日ニ従五位下ニ叙　将軍となり

十月廿四日右兵衛權佐ニ任されハ〳〵了時十二歳也
頼經卿八光明峯寺関白通家公の子安貞元年正月廿六日ニ征夷大将軍ニ
平政子女儀ニて兵權を取られし　将軍執權次第ニ但不掌将軍宣旨頼經卿年少之間為彼代官所成敗
也と見えしし如くなり〳〵ニて至てこの職藤原氏ニなりし　其子頼嗣卿寛元二年四月廿四日父卿の議
を以て将軍となり　ハ了
中務卿宗尊親王八後嵯峨帝の第一皇子也建長四年三月十九日關東ニ下向四月一日将軍ニなり　ハ〳〵この親王の御子惟
康文永三年七月廿四日三歳ニて従四位下ニ叙　将軍ニなり　ハ〳〵正應元年ニ至て親王宣下ありて二品ニ叙　ハ〳〵りこの次後深草
帝第二皇子久明親王正應二年十月十日将軍ニ補　て下向この次久明の御子守邦親王延慶二年□ニ将軍宣下ありて即三品
ニ叙　ハ〳〵ひて元弘三年まて當職同年五月廿二日北条高時伏誅の時御出家同八月十六日薨　ハ〳〵り
護良親王暫任之これいとゝ大塔宮の御事即後醍醐帝の第三皇子也しめ天台座主ニて れしく法衣を脱て義
兵を挙ハ〳〵ひ元弘三年六月ニ右大弁清忠卿を以て奏請　征夷大将軍ニ補ハ〳〵り然ニ同年の十月ニ準氏の讒言
ニようて終ニ大樹の職を奪れ玉ハりこの間六月より十月まて纔五月の間なり　故ニ暫任とハ但将軍ハ相當の官ニ
あらぬ任字いと也
成良親王八後醍醐帝の第九皇子也建武元年十月ニ征夷大将軍ニ補　足利直義守護　奉りて鎌倉ニ下向
被止其号舉ニハ成良親王征夷の職を辭　ハ〳〵ひて後建武三年二月ニ源顕家卿奏請　て鎮守将軍ニて三位以上ニ者
ハ大字を加へく物　ハ〳〵ひ後鎮守の任重くなり　ハ征夷大将軍の号を八止ハ〳〵りこの遠慮ニ依てなり
為なり　この遠慮ニ依てなり
被並任ハ護良成良等ハ征夷なり顕家ハ鎮府なりと云
未任副将軍の任字補とかく　三内口決云副将軍事建久以後无其沙汰況於當時者依被並将軍家彌不及沙
汰侯

予従出俗塵云々ハ推后元徳二年九月ニ三十八歳ニて入道〜ヨリ興國二年ハ實ニ十年後也

逆旅ハ客舍也推后この時常陸小田城ニすまう

蒙盆ハ明衡往来ニ蒙盆如向壁といへり物の分明なる〜ことなり

上章云々太歳在庚を上章といひ在辰を執徐とゝ云ふ二月を夾鐘とゝ云ふ二月の節より廿八九日過ぐる頃を候豫といふ

或人請聞官位昇進之次第欲傳口實可似臆說欲貽手澤有慙來者予從出俗塵已移十年之寒暑況在逆旅不蓄一卷之文書每事荒忽恰如蒙盆上章執徐之春夾鍾候豫之日强而染翰聊以終卷見引餘習不顧後嘲耳

標注職原抄校本卷下